

# － 小坂井Football Club Junior 後援会 規約 －

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、小坂井Football Club（以下より小坂井FC） Junior 後援会（略称：小坂井FC後援会）とする。

(事務所)

第2条 本クラブは、主たる事務所を後援会会長宅に置く。

## 第2章 目的、事業および組織

(目的)

第3条 本会は小坂井FC Juniorの健全な育成活動に協力し、その活動を援助することを目的とすると共に、会員相互の親睦をはかる。

(事業)

第4条 本クラブは第3条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 試合引率およびそれに関わる事項
- (2) 交流事業等の事業に関わる事項
- (3) ユニホーム購入（1～3年貸与分）および管理（トップチーム分を含む）
- (4) 後援会費の管理
- (5) その他、小坂井FC理事会が必要と認めた事項

(組織)

第5条 本会は、小坂井FC規約第5条第4項により設置された組織である。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 小坂井FC Juniorの保護者
- (2) 準会員 本会の目的に賛同する者

(入会)

第7条 本クラブの入会については条件を設けないものとする。

- 2 本会に入会しようとするものは、小坂井FC理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条の2 本会員は、小坂井FC総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第8条 本会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して半年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第9条 本会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 本会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、小坂井FC理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) 小坂井FCおよび本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名以上3名以内
- (3) 会計1名以上3名以内

(選任等)

第13条 本会役員は小坂井FC Junior6年生の保護者から選任し、小坂井FC理事会が任命をする。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は会長の職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を監査する。

(任期等)

第15条 役員任期は、1年とする。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行

わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 役員が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、小坂井 FC 理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

## 第 5 章 役員会

(構成)

第 18 条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第 19 条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 小坂井 FC 理事会に付議すべき事項

(2) 会務の執行に関する事項

(3) 小坂井 FC Junior に関する事項

(開催)

第 20 条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 小坂井 FC 理事会が必要と認めたとき。

(招集)

第 21 条 役員会は、本会会長が招集する。

2 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 22 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第 23 条 役員会における議決事項は、第 34 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 24 条 役員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、役員会に

出席したものとみなす。

- 4 役員会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わる  
ことができない。

(議事録)

第 25 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記す  
ること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名、押  
印しなければならない。

## 第 6 章 会計

(年度)

第 26 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

(報告と承認)

第 27 条 役員会は収支決算を小坂井 FC 理事会に報告をし承認を得なければならない。

## 第 7 章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第 39 条 本会が規約を変更しようとするときは、小坂井 FC 理事会の承認を得なければな  
らない。

(解散)

第 40 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 小坂井 FC 理事会の決議

(残余財産の帰属)

第 41 条 本会が解散したときに残存する財産は、小坂井 FC に寄付をする。

## 第 9 章 雑則

(細則)

第 43 条 この規約の施行について必要な細則は、小坂井 FC 理事会の議決を経て、小坂井  
FC 理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この規約は、本クラブの 2005 年 4 月から施行する。